

# おひさ かわら版

No.133  
平成29年9月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



## 9月の予定

| 日                  | 月              | 火  | 水  | 木  | 金  | 土           |
|--------------------|----------------|----|----|----|----|-------------|
| 27                 | 28             | 29 | 30 | 31 | 1  | 2           |
| 3                  | 4              | 5  | 6  | 7  | 8  | 9           |
| 10<br>源泉徴収税<br>住民税 | 11             | 12 | 13 | 14 | 15 | 16          |
| 17                 | 18<br>敬老の日     | 19 | 20 | 21 | 22 | 23<br>秋分の日  |
| 24                 | 25             | 26 | 27 | 28 | 29 | 30<br>社会保険料 |
| 1                  | 2<br>国保税/固定資産税 | 3  | 4  | 5  | 6  | 7           |

### 厚生年金の 保険料率が変わります

今回改定された保険料率は平成29年9月分以降の保険料を計算する際の基礎となります。

2004年の年金制度改革により、厚生年金は2004年10月から13.93%だった保険料率が毎年段階的に引き上げられてきました。

今年の9月以降は上限の18.30%になり、今回の変更で国が定めた上限に達したため固定化となります。

ただし、今後の政権の方針次第では、さらに税率がアップする可能性もあるとされますが、被保険者の負担増となることで政府内に慎重論もあるようです。

一般の被保険者

現行

**18.182%**

変更後

平成29年9月から

**18.300%**

**10月に支給される  
給料から改定された  
保険料になります!!**

#### ◆ 9月10日(納付期限 9月11日)

- ・源泉所得税、  
住民税特別徴収税納付  
8月分

#### ◆ 9月30日(納付期限 10月2日)

- ・社会保険料の納付  
(健保・厚生年金) 8月分

#### ◆ 10月2日

- ・国民健康保険税納付 第3期
- ・固定資産税納付期限 第3期

### 山形県最低賃金を22円引上げ

**時間額 739円**

—山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会は、8月10日、現行の山形県最低賃金(717円)を22円引上げ、時間額739円に改正するよう山形労働局長に答申を行いました。

今後、山形労働局長は、答申内容の公示を行い、その後発効の手続きを経て、最短で10月6日から効力が発生する予定です。